

継続的見守り契約書

委任者●●●●（以下「甲」という。）と受任者小石薫司法書士（以下「乙」という。）とは、次のとおり継続的見守り契約（以下「本見守り契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本見守り契約は、定期的な電話連絡及び訪問・面談を通じて、甲と乙との間で意思疎通を確保し、乙が、甲の生活状況及び心身の健康状態を把握することにより、地域社会において同人が安心して暮らせるように見守ることを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から満1年間とする。

2 契約期間満了日の1か月前までに甲又は乙から相手方に対し何らの意思表示がないときは、同一条件で更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（報酬）

第3条 本見守り契約に係る乙の報酬は無償とする。

（電話・訪問）

第4条 本契約期間中、乙は甲に対し、定期的に電話連絡及び訪問・面談を行うこと等により、甲の生活状況及び心身の健康状態の把握に務めるものとする。ただし、乙は、特段の事情がない限り、その雇用する事務員に履行補助者として電話連絡及び訪問・面談の一部を代行させることができる。

2 前項の電話連絡は、乙が甲から月1回程度の電話を受信することにより行う。ただし、甲からの電話がない場合には、乙から架電するものとする。

3 第1項の訪問・面談は、2か月に1回程度行うものとし、その際、乙が必要と認めた場合には、6か月に1回程度「改訂 長谷川式簡易知能評価スケール」を使用して認知症の簡易検査を行う。なお、具体的な面談日・時間等は、甲と乙が協議してその都度適宜定める。

4 乙は、前項に定める面談日以外の日であっても、乙が必要と認めた場合又は甲の要請があった場合には、随時面談を行う。

5 甲は、乙の訪問・面談が、次条に定める事務を行うためのものであって、甲の身の世話や、世間話の相手、買い物の手伝い等のためのものでないことを承知する。

（見守り義務）

第5条 乙は、甲との電話連絡及び訪問・面談を通じて様子の変化を見守り、甲が消費者トラブルに巻き込まれ、又は介護・福祉サービス契約の締結を必要とする状況や認知症の発症が疑われる状態と認めた場合は、関係機関に対応措置の要請を行うものとする。

2 前項の場合、乙は、関係機関に対し、対応措置に必要と認める範囲で甲の個人情報を含む一切の情報を提供することができるものとする。

3 甲が希望する場合には、乙は、甲があらかじめ指定した親族等の者に対し、第1項の対応措置を要請するに至った経過を連絡する。

(秘密保持)

第6条 乙は、前条2項の場合を除き、甲の承諾を得ないで本見守り契約を通じて知り得た甲の個人情報及び秘密等を開示又は遺漏してはならない。

(解約の予告)

第7条 甲又は乙は、いつにても1か月の予告期間をもって本見守り契約を解除することができる。

(契約の終了)

第8条 本見守り契約は、次の事由により終了する。

- (1) 甲又は乙が死亡したとき
- (2) 甲又は乙が破産手続開始の決定を受けたとき
- (3) 甲が後見開始・保佐開始・補助開始の審判を受けたとき
- (4) 甲が任意後見契約を締結したとき
- (5) 乙が後見開始の審判を受けたとき
- (6) 乙が司法書士の業務につき、戒告・業務停止・業務禁止の懲戒を受けたとき

以上の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各自その1通を所持する。

平成●●年●月●日

住 所

甲

住 所

乙

長崎県五島市幸町7番地9

司法書士 小 石 薫

